

## 国民投票権年齢と選挙権年齢に差異が生じた際の問題点について（メモ）

2013年10月17日  
参議院議員 小西洋之

### 【要旨】

- ・国民の主権行使である憲法改正には、いかなる制度的な瑕疵もあってはならない。特に、主権者たる国民の間で公正が担保される必要があり、そうでない手続は最高法規としての正当性や信頼性、安定性等を毀損することになる。
- ・国民投票を18歳、選挙権を20歳とした場合には、憲法改正の発議を行う国会の構成たる議員を選挙する機会から18歳、19歳を排除することとなり、これは、第96条の定める憲法改正過程における当該年齢の国民の主権行使の実質を毀損することになる。
- ・従って、第96条のもと、国民投票権年齢と選挙権年齢は同一である必要がある。

### 【説明】

- ・憲法改正は主権者たる国民の主権行使であり、その制度を定めた憲法第96条は、①憲法改正案の発議を国政選挙で選ばれた議員からなる国会が行うこととし、②その発議された改正案について国民投票により承認を受けることとしている。
- ・憲法改正の発議と国政選挙の関係については、制度上は、改正論点が国政選挙の争点となり当該選挙後に発議がなされることはあれば、他方、改正論点が国政選挙の争点になることもなく発議がなされることもあり得る。
- ・しかし、我が国の憲法改正等を巡る政治状況や社会状況等に鑑みると、実際の運用においては、「ある国政選挙で憲法改正が争点となった上で、その選挙後の国会において発議が行われることになる」ケースを現実のものとして想定せざるを得ないと考える。
- ・とすると、第96条の発議を行うことになる国会議員を選ぶ国政選挙においては、「どのような憲法見解やそれに係る政治活動方針等を有する国会議員や政党を選ぶか」等の判断を行った上で国民が投票をするところ、その結果によって構成が定まる国会で具体的な憲法改正案が発議されるのであるか

ら、その契機となる当該国政選挙の過程においては、主権者たる国民の憲法改正に係る主権行使の実質があることは否定できないと考えられる。

- ・言い換えると、上記の第 96 条の憲法改正の過程における、①国政選挙、②国民投票のうち、国民投票はまさに主権者たる国民の主権行使そのものであるが、国政選挙においても、その選挙結果により発議の可否及び内容が定まる（あるいは、少なくとも、定まることがあることは否定できない）のであるから、その過程には主権行使の実質があることは否定できないと考える。
- ・すなわち、仮に、国民投票権年齢が 18 歳、選挙権年齢が 20 歳とする差異が生じることとなった場合には、憲法改正が争点となる国政選挙における国民の投票行為には憲法改正に係る主権行使の実質があるにも関わらず、当該選挙当時 18 歳及び 19 歳の主権者たる国民は、その行使の機会から全く排除されてしまうことになり、国民投票と国政選挙という二つの主権行使においてその主体に「ずれ」を生じさせることになる。
- ・これは、「国民主権に基づく国民の主権行使により改正が行われる」という憲法改正の本質にも抵触するものであり、制度として重大な瑕疵と考えられる。
- ・以上から、国民投票権年齢と選挙権年齢は同一であるべきであり、そうでない憲法改正の制度を立法することは許されるべきでないと考える。

### ■参考

- ・国政選挙は憲法の改正論点だけが争点となり、それだけで国民が投票するものではない。しかし、上記のように国民の主権行使の実質があるのは否定できない事実であり、その機会を全く奪ってしまう「年齢のずれ」は、制度として重大な瑕疵であると考える。
- ・諸外国には、国民投票権年齢と選挙権年齢に差異を設ける制度は存在しないとされる。
- ・政治的にも、18 歳選挙権を求める団体等に対し、有効な反論ができない。
- ・そもそも、国民投票法の提案者によっても「国民投票権年齢と選挙権年齢は同一であるべき」との見解が示され、現在の附則第 3 条があるのだから、敢えて、それらに差異を設ける制度を創設する必要はない。

以上